

令和4航路年度 市営巡航船の安全方針及び安全重点施策

(4 航路年度)

●安全方針

運航業務にあたっては、輸送の安全確保を的確に図るため、安全方針を以下のとおりとし、関係するすべての職員に周知徹底します。

- 1 関係法令及び規程の遵守
- 2 安全最優先の原則
- 3 安全マネジメント体制の継続的改善

●安全重点施策

安全方針に基づき、これを具体化するための安全重点施策を以下のとおりとします。

1. 勤務体制確認の徹底を継続する

勤務体制の確認不足による定期便の欠航を防ぐため、船長2名での勤務体制の確認及び企画政策課への連絡により、課全体で勤務体制の確認を徹底する。

2. 各種規程の備え付け

事務所内の常時確認できる場所へ安全管理規程等の各種規程を備え付け、安全運航の意識付けを行う。

3. アルコール検査の実施

アルコール検査実施要領に基づき、アルコール検査を実施する。

また、年1回以上、企画政策課職員がアルコール検査に立ち会う。

4. 乗下船時の事故ゼロを継続する

寄港地への着岸を安全に行い、乗客の乗降時には介助や声掛けを行う。

また、乗降の妨げとなるような不要物は撤去し、乗下船時の安全確保に努める。

5. ヒヤリ・ハット情報の収集に努める

事故・トラブルが発生した場合に限らず、運航をする上で危険を感じたことがあれば、ささいなことでも現場判断に留めることなくヒヤリ・ハット情報として報告し、情報共有する。

年に2件以上のヒヤリ・ハット報告をすることとし、迅速に原因究明し対策を講ずるため、翌日中にはヒヤリ・ハット報告書を提出する。

6. 船舶訓練を実施する

通学のために巡航船を利用している小中学生に対し、年 1 回、6 月末までに救命胴衣着用指導を実施する。

また、防災意識の向上を図るため、地震発生等を想定した避難訓練を年 1 回以上行い、非常時の対応を確認する。訓練については、発災時に近い想定となるよう、内容を地震・防災課と協議する。

7. 荒天時の運航可否の判断を早期に実施し、気象悪化に伴う事故を防ぐ

気象悪化が予想される場合は、事故を防ぐため、随時気象情報の収集を行い、安全統括管理者及び運航管理者間で早期に協議し、運航基準に基づき適切に運航可否を判断する。

併せて、利用者へ運休等の情報提供を速やかに行う。

8. 安全管理体制の維持及び継続的な見直しに努める

巡航船事業全般において、常に安全な運航ができるよう、運航計画、船舶及び施設点検、船員の勤務体制等を確認、検証する。また、情勢に応じて柔軟に対応し、必要があれば随時見直しを行う。

9. 船舶の点検の実施

船舶の老朽化により、部品の交換サイクルが変化しており、交換時期の見落としは重大な事故や故障に繋がるため、部品の交換を早期に行い、運航前のチェックリストを用いた点検を徹底することで、安全な運航を維持する。